

# ＊北海道公報

発行 北海道 (総務部法制文書課)  
電話 011-231-4111 (内線 22-271)  
FAX 011-232-1385  
印刷 富士プリント(株)

ページ

## 目次

### 告示

- 平成十四年度において補助金等を交付する事務又は事業 補助対象経費、補助率等の決定(農政部所管分 その五) (農政課) 三二
- 平成十四年度において補助金等を交付する事務又は事業 補助対象経費、補助率等の決定の一部改正 (農政課) 三三
- 土地改良区の役員の高任の届出 (土地改良指導課) 三三
- 土地改良事業の施行の認可 (土地改良指導課) 三三
- 道管土地改良事業変更計画の決定 (土地改良指導課) 三三
- 道管土地改良事業の工事の完了 (土地改良指導課) 三三
- 知事権限に係る保安林の指定の解除 (治山課) 三三
- 農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定 (治山課) 三三
- 道路の区域の変更 (道路整備課) 三四
- 道路の区域の変更及び供用の開始 (道路整備課) 三四
- 河川区域の廃止等により生じた廃川敷地等 (河川課) 三五
- 河川区域の指定の一部改正 (河川課) 三五
- 河川予定地の指定の一部改正 (河川課) 三五
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定 (砂防災害課) 三五
- 公有水面の埋立等の免状 (砂防災害課) 三五

### (農政部所管分 その5)

補助金等を交付する事務又は事業の名称及びその目的又は趣旨	補助対象者	補助対象経費	補助率等
1 小規模長期リース農場整備モジュール事業 新規就農希望者のスムーズな就農と経営の早期安定化を実現する新たな就農支援システムの確立を図る	市町村	市町村が小規模長期リース農場整備モジュール事業を行う場合又は市町村が小規模長期リース農場整備モジュール事業を行う農業協同組合、農業協同組合、農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第4条第2項に定める農地保有合理	2分の1以内(100万円を限度とする。)

### 公表

- 都市計画事業の事業計画の認可 (公園下水道課) 三八
- 都市計画事業の事業計画の変更の認可 (公園下水道課) 三九
- 北海道収入証紙の元売りさばき人及び売りさばき人の指定の一部改正 (物品管理課) 三九
- 公印の改刻 (法制文書課) 三九

### 支庁告示

- 特定調達契約に係る落札者等の公示 三九
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了 四〇

### 道教育庁十勝教育局告示

- 一般競争入札の実施 四〇

### 道公安委員会告示

- 遊技機の認定及び型式の検定等の告示 四一

### 道警察本部告示

- 一般競争入札の資格に関する公示 四三
- 特定調達契約に係る入札の公告 四五
- 一般競争入札の実施に関する公告 四六

## 告示

## 示

### 北海道告示第1610号

北海道が平成14年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等を次のとおり定める。  
平成14年10月8日

北海道知事 堀 達也

交付申請書に添付すべき関係書類	実績報告書に添付すべき関係書類	交付申請書の提出部数、提出期限及び提出先	摘要
共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 農政第11号様式	共通第18号様式 共通第29号様式 共通第31号様式 農政第11号様式	1部 別に指示する日	

<p>め、予算の範囲内で補助する。</p>	<p>市町村</p>	<p>化事業を行う法人若しくは知事が適当と認める団体に対し当該事業費を補助する場合における当該事業に要する経費又は当該補助の対象となる経費</p>	<p>2分の1以内 (400万円を限度とする。)</p>	<p>共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 農政第49号様式 別に指示する様式</p>	<p>共通第18号様式 共通第29号様式 共通第31号様式 農政第49号様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 支庁</p>	
<p>2 地域就農環境整備促進モデル事業 次代の本道農業を担う意欲と能力のある農業者の育成・確保を目的として、新規就農を希望する者に対する農業教育や実践的研修の体制をモデル的に整備することにより、新規就農希望者を円滑に受け入れる地域シニアの普及を図るため、予算の範囲内で補助する。</p>	<p>市町村</p>	<p>市町村が地域就農環境整備促進モデル事業を行う場合又は市町村が地域就農環境整備促進モデル事業を行う農業協同組合、農業協同組合連合会、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第4条第2項に定める農地保有合理化事業を行う法人若しくは知事が適当と認める団体に対し当該事業費を補助する場合における当該事業に要する経費又は当該補助の対象となる経費のうち、次に掲げるもの (1) 農業技能訓練体制整備に要する経費 (2) 新規就農者等受入環境整備に要する経費</p>	<p>2分の1以内 (400万円を限度とする。)</p>	<p>共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 農政第49号様式 別に指示する様式</p>	<p>共通第18号様式 共通第29号様式 共通第31号様式 農政第49号様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 支庁</p>	

北海道告示第1611号

平成14年度北海道告示第561号（平成14年度において補助金等を交付する事務又は事業補助対象経費、補助率等の決定）の一部を次のように改正する。  
平成14年10月8日

北海道知事 堀 達 也

68 クリーン農業総合推進事業の事項中  
2 市町村がグリーン農業産地拡大事業を行う場合又は市町村がグリーン農業産地拡大事業を行う農業協同組合等に対し当該事業費を補助する場合における当該事業に要する経費又は当該補助の対象となる経費

2 市町村、農業協同組合、営農集団若しくは支庁長が適当と認める団体がグリーン農業産地拡大事業を行う場合又

は市町村がグリーン農業産地拡大事業を行う農業協同組合、営農集団若しくは支庁長が適当と認める団体に対し当該事業費を補助する場合における当該事業に要する経費又は当該補助の対象となる経費

に改める。

北海道告示第1612号  
土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第161項の規定により、てしおがわ土地改良区から、次のとおり役員の退任の届出があった。  
平成14年10月8日

退任年月日 理事・監事の別 氏 名 住 住 北海道知事 堀 達 也 所

平成14. 9. 20 理 事 武 田 善 吉 士別市上士別町25線北6番地

北海道告示第1613号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により、平成14年5月20日、沙流土地改良区が新たに行う土地改良（去場地区基盤整備促進〔基盤整備〕（農業用排水）事業の施行を認可した。）

平成14年10月8日

北海道知事 堀 達 也

北海道告示第1614号

道営土地改良（大和地区一般農道整備（広域閉連））事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、北海道十勝支庁に備え置いて、平成14年10月9日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成14年10月8日

北海道知事 堀 達 也

北海道告示第1615号

次のとおり道営土地改良事業の工事を完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により、公告する。

平成14年10月8日

北海道知事 堀 達 也

地区名 事業の種類 完了年月日  
釧 北 西 広域営農団地農道整備 平成13. 11. 20

北海道告示第1616号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成14年10月8日

北海道知事 堀 達 也

- 1(1) 解除に係る保安林の所在 利尻郡利尻町沓形字富野7の26（次の図に示す部分に限る。）
- 2(2) 保安林として指定された目的 風害の防備
- 3(3) 解除の理由 道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道宗谷支庁経済部林務課及び利尻町役場に備え置いて縦覧に供する。）

2(1) 解除に係る保安林の所在 利尻郡利尻町沓形字富野7の26（次の図に示す部分に限る。）

2(2) 保安林として指定された目的 公衆の保健

3(3) 解除の理由 道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道宗谷支庁経済部林務課及び利尻町役場に備え置いて縦覧に供する。）

3(1) 解除に係る保安林の所在 釧路郡釧路町大字昆布森村字昆布森85の48・87の1（以上在場所）

2(2) 保安林として指定された目的 霧害の防備

3(3) 解除の理由 道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道釧路支庁経済部林務課及び釧路町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第1617号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成14年10月8日

北海道知事 堀 達 也

1(1) 解除予定保安林の所在 夕張市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

2(2) 保安林として指定された目的 水源のかん養

3(3) 解除の理由 道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部治山課及び夕張市役所に備え置いて縦覧に供する。）

2(1) 解除予定保安林の所在 河西郡中札内村（国有林。次の図に示す部分に限る。）

第1406号

北 道 道 路 公 報

(2) 保安林として指定され 土砂の流出の防備  
 目的  
 (3) 解 除 の 理 由 道路用地とするため  
 (「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部治山課及び中札内村役場に備  
 え置いて縦覧に供する。)

3(1) 解除予定保安林の所在 河西郡中札内村(国有林。次の図に示す部分に限る。)  
 場所  
 (2) 保安林として指定され 公衆の保健  
 目的  
 (3) 解 除 の 理 由 道路用地とするため  
 (「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部治山課及び中札内村役場に備  
 え置いて縦覧に供する。)

4(1) 解除予定保安林の所在 天塩郡天塩町(国有林。次の図に示す部分に限る。)  
 場所  
 (2) 保安林として指定され 風害の防備  
 目的  
 (3) 解 除 の 理 由 水路用地とするため  
 (「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部治山課及び天塩町役場に備え  
 置いて縦覧に供する。)

北海道告示第1618号  
 道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変  
 更した。  
 その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から  
 2週間、一般の縦覧に供する。  
 平成14年10月8日

1 道路の種類	道路	間	変更前後の別	敷地の幅員	延 長	国道等との重複区間	縦 覧 場 所	掘 達 也
2 道路の路線名、区域及び縦覧場所	白 老 大 滝 線	有珠郡大滝村字三階滝244番30地先から 有珠郡大滝村字三階滝177番1地先まで	前	10.50mから 74.33mまで	988.00m	—	北海道室蘭土木現業所	—
更 別 幕 別 線	河西郡更別村上更別564番1地先から 中川郡幕別町字弘和348番1地先まで	前	後	10.50mから 102.00mまで	988.00m	—	—	—
旅来豊頃停車場線	中川郡豊頃町字旅来289番1地先から 中川郡豊頃町字旅来251番地先まで	前	後	10.50mから 74.33mまで	976.00m	—	—	—
				10.50mから 10.50mから	976.00m	—	—	—
				10.50mから 91.00mまで	976.00m	—	—	—
				21.80mから 22.07mまで	157.21m	—	北海道帯広土木現業所	—
				21.80mから 41.00mまで	157.21m	—	—	—
				21.02mから 27.27mまで	864.95m	—	同	—
				26.90mから 30.64mまで	864.95m	—	—	—

北海道告示第1619号  
 道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変  
 更し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道室蘭土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成14年10月8日

北海道知事 堀 達也

- 1 道路の種類 道道
- 2 路線名 静内浦河線
- 3 道路の区域

区間	変更前後の別	敷地の幅員	延長	国道等との重複区間
三石郡三石町字西端250番7地先から三石郡三石町字西端254番2地先まで	前	26.00mから60.20mまで	244.00m	—
	後	26.00mから79.50mまで	244.00m	—

北海道告示第1620号

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり告示する。

その関係図面は、北海道帯広土木現業所に備え置いて縦覧に供する。

平成14年10月8日

北海道知事 堀 達也

- 1 河川の名 称 一級河川十勝川水系山蔭川
- 2 廃川敷地等が生じた年月日 平成14年10月8日
- 3 廃川敷地等の位置 中川郡豊頃町二宮438番1地先から同440番地先まで、同847番1地先から同441番地先まで、同446番地先から同447番地先まで、同771番地先、同1315番地先から同1310番4地先まで、同830番地先から同779番1地先まで、同780番1地先から同1313番地先まで及び同1298番2土地 24,991.75㎡
- 4 廃川敷地等の種類及び数量 土地

北海道告示第1621号

昭和56年北海道告示第649号（河川区域の指定）の一部を次のように改正する。その関係図面は、北海道帯広土木現業所に備え置いて縦覧に供する。

平成14年10月8日

北海道知事 堀 達也

表の1一級河川山蔭川の項図面の欄中「第1号図」を「第1号図の1」に改める。

北海道告示第1622号

昭和56年北海道告示第650号（河川予定地の指定）の一部を次のように改正する。平成14年10月8日

北海道知事 堀 達也

表の1一級河川山蔭川の項を削る。

北海道告示第1623号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次のとおり区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

その関係図書は、北海道建設部砂防災害課及び北海道札幌土木現業所に備え置いて縦覧に供する。

平成14年10月8日

北海道知事 堀 達也

歌志内市文珠6急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱9号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱9号とを結んだ線によって囲まれた区域

郡市	市字	地番	標柱
歌志内市	文珠	1022番	1、8
同	同	205番5	2
同	同	202番1	3
同	同	202番3	4、5
同	同	224番14	6
同	同	224番34	7
同	同	202番18	9

北海道告示第1624号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により、次のとおり公有水面の埋立てを免許した。

平成14年10月8日

北海道知事 堀 達也

- 1(1) 免許年月日 平成14年9月30日
- (2) 免許を受けた者

ア 名称	所在地
イ 住 所	北海道 札幌市中央区北3条西6丁目
ウ 代表者の氏名	北海道知事 堀 達也



第1406号

北海道公報

<p>(3) 埋立区域 ア 位置 イ 区域</p>	<p>電田郡恵山町字古武井64番1、72番、73番、79番、81番1、86番1、102番1、109番、110番1及び114番地先の公有水面</p> <p>次の1の地点から29の地点までを順次に結んだ線及び1の地点と29の地点とを結んだ線によって囲まれた区域（日本測地系による測量の成果を使用）</p> <p>三級基準点302（北緯41度47分06秒9170 東経141度07分15秒2656 X = - 245,619.315 Y = 72,381.768）から方向角72度15分25秒の方向201.65mの地点</p> <p>1の地点 2の地点 3の地点 4の地点 5の地点 6の地点 7の地点 8の地点 9の地点 10の地点 11の地点 12の地点 13の地点 14の地点 15の地点 16の地点 17の地点 18の地点 19の地点 20の地点 21の地点 22の地点 23の地点 24の地点 25の地点 26の地点</p>
<p>27の地点 28の地点 29の地点 区域B 30の地点</p>	<p>26の地点から方向角265度46分35秒の方向10.08mの地点 27の地点から方向角272度36分55秒の方向20.29mの地点 28の地点から方向角280度17分40秒の方向16.11mの地点 次の30の地点から44の地点までを順次に結んだ線及び30の地点と44の地点とを結んだ線によって囲まれた区域（日本測地系による測量の成果を使用）</p> <p>三級基準点302（北緯41度47分06秒9170 東経141度07分15秒2656 X = - 245,619.315 Y = 72,381.768）から方向角78度36分55秒の方向367.33mの地点</p> <p>31の地点 32の地点 33の地点 34の地点 35の地点 36の地点 37の地点 38の地点 39の地点 40の地点 41の地点 42の地点 43の地点 44の地点</p> <p>区域A 1.815.03m<sup>2</sup> 区域B 1.165.23m<sup>2</sup> 計 2,980.26m<sup>2</sup>（海浜地盛土 1,730.05m<sup>2</sup>）</p> <p>(4) 埋立てに関する工事の施行区域 ア 位置 イ 区域</p> <p>電田郡恵山町字古武井64番1、72番、73番、79番、81番1、86番1、87番1、94番、101番1、102番1、109番、110番1及び114番地先並びに64番1、71番1、72番、73番及び109番</p> <p>次の45の地点から85の地点までを順次に結んだ線、85の地点と37の地点とを結んだ線、37の地点から39の地点までを順次に結んだ線、39の地点と86の地点とを結んだ線、86の地点から91の地点までを順次に結んだ線、91の地点と91-1の地点とを結んだ線、91-1の地点から91-3の地点までを順次に結んだ線、91-3の地</p>

45の地点	点と92の地点とを結んだ線、92の地点から111の地点までを順次に結んだ線及び45の地点と111の地点とを結んだ線によって囲まれた区域（日本測地系による測量の成果を使用） 三級基準点302（北緯41度47分06秒9170 東経141度07分15秒2856 X = -245.619.315 Y = 72.381.768）から方向角71度30分25秒 の方向203.13mの地点	75の地点	74の地点から方向角93度04分00秒の方向6.15mの地点
46の地点	45の地点から方向角101度00分36秒の方向3.93mの地点	76の地点	75の地点から方向角4度21分25秒の方向0.73mの地点
47の地点	46の地点から方向角99度24分14秒の方向4.83mの地点	77の地点	76の地点から方向角99度03分19秒の方向8.72mの地点
48の地点	47の地点から方向角96度59分51秒の方向4.62mの地点	78の地点	77の地点から方向角97度42分20秒の方向20.55mの地点
49の地点	48の地点から方向角90度55分41秒の方向9.44mの地点	79の地点	78の地点から方向角85度53分29秒の方向2.65mの地点
50の地点	49の地点から方向角91度33分37秒の方向3.41mの地点	80の地点	79の地点から方向角1度40分52秒の方向5.18mの地点
51の地点	50の地点から方向角88度25分14秒の方向6.02mの地点	81の地点	80の地点から方向角87度59分15秒の方向19.70mの地点
52の地点	51の地点から方向角73度54分47秒の方向4.50mの地点	82の地点	81の地点から方向角178度28分18秒の方向4.27mの地点
53の地点	52の地点から方向角346度11分01秒の方向7.83mの地点	83の地点	82の地点から方向角85度03分59秒の方向7.22mの地点
54の地点	53の地点から方向角76度50分56秒の方向6.72mの地点	84の地点	83の地点から方向角84度01分58秒の方向9.48mの地点
55の地点	54の地点から方向角98度29分16秒の方向8.83mの地点	85の地点	84の地点から方向角83度20分02秒の方向4.97mの地点
56の地点	55の地点から方向角86度45分00秒の方向6.35mの地点	86の地点	85の地点から方向角195度12分50秒の方向11.92mの地点
57の地点	56の地点から方向角35度57分38秒の方向3.22mの地点	87の地点	86の地点から方向角194度50分02秒の方向1.55mの地点
58の地点	57の地点から方向角78度48分19秒の方向6.63mの地点	88の地点	87の地点から方向角265度13分32秒の方向10.73mの地点
59の地点	58の地点から方向角171度16分07秒の方向7.34mの地点	89の地点	88の地点から方向角262度25分57秒の方向10.13mの地点
60の地点	59の地点から方向角77度34分41秒の方向2.78mの地点	90の地点	89の地点から方向角259度16分44秒の方向17.13mの地点
61の地点	60の地点から方向角167度34分16秒の方向2.17mの地点	91の地点	90の地点から方向角269度02分26秒の方向20.26mの地点
62の地点	61の地点から方向角76度12分30秒の方向5.05mの地点	91 - 1の地点	91の地点から方向角263度51分56秒の方向2.36mの地点
63の地点	62の地点から方向角346度59分06秒の方向4.19mの地点	91 - 2の地点	91 - 1の地点から方向角192度53分31秒の方向22.86mの地点
64の地点	63の地点から方向角77度01分40秒の方向4.20mの地点	91 - 3の地点	91 - 2の地点から方向角274度19分49秒の方向16.29mの地点
65の地点	64の地点から方向角166度25分36秒の方向4.17mの地点	92の地点	92の地点から方向角4度45分22秒の方向15.65mの地点
66の地点	65の地点から方向角79度14分52秒の方向4.93mの地点	93の地点	93の地点から方向角264度22分22秒の方向31.56mの地点
67の地点	66の地点から方向角78度04分09秒の方向20.12mの地点	94の地点	94の地点から方向角185度28分19秒の方向16.07mの地点
68の地点	67の地点から方向角77度57分15秒の方向20.12mの地点	95の地点	95の地点から方向角264度00分49秒の方向5.97mの地点
69の地点	68の地点から方向角77度32分00秒の方向7.31mの地点	96の地点	96の地点から方向角266度48分46秒の方向20.01mの地点
70の地点	69の地点から方向角184度22分04秒の方向2.27mの地点	97の地点	97の地点から方向角266度14分43秒の方向14.90mの地点
71の地点	70の地点から方向角97度00分31秒の方向6.40mの地点	98の地点	98の地点から方向角219度40分00秒の方向2.53mの地点
72の地点	71の地点から方向角185度28分32秒の方向7.80mの地点	99の地点	99の地点から方向角239度46分00秒の方向17.15mの地点
73の地点	72の地点から方向角84度22分27秒の方向31.45mの地点	100の地点	100の地点から方向角309度40分50秒の方向9.74mの地点
74の地点	73の地点から方向角4度59分24秒の方向12.35mの地点	101の地点	101の地点から方向角295度58分34秒の方向4.08mの地点
		102の地点	102の地点から方向角266度00分41秒の方向7.64mの地点
		103の地点	

第1406号

報 告 公 開 地 区

104の地点	103の地点から方向角265度17分01秒の方向10.55mの地点
105の地点	104の地点から方向角266度23分30秒の方向10.86mの地点
106の地点	105の地点から方向角270度25分43秒の方向7.08mの地点
107の地点	106の地点から方向角274度43分01秒の方向4.07mの地点
108の地点	107の地点から方向角270度47分21秒の方向11.25mの地点
109の地点	108の地点から方向角279度56分50秒の方向5.51mの地点
110の地点	109の地点から方向角280度12分56秒の方向5.68mの地点
111の地点	110の地点から方向角283度01分43秒の方向4.53mの地点
ウ 面 積	8,387.16m <sup>2</sup>
(5) 埋立地の用途	道路敷地
2(1) 免許年月日	平成14年9月30日
(2) 免許を受けた者	北海道
ア 名 称	札幌市中央区北3条西6丁目
イ 住 所	北海道知事 堀 達也
ウ 代表者の氏名	
(3) 埋立区域	礼文郡礼文町大字香深村字エコキナイ591番地先の公有水面 次の17の地点とDの地点とを結んだ線、Dの地点からKの地点ま でを順次に結んだ線及びV17の地点とKの地点とを結んだ線によっ て囲まれた区域（日本測地系による測量の成果を使用） 図根点S 57 - 49 (X = 149,736.678、Y = -93,332.159、北緯45 度20分29秒5085、東経141度03分32秒1317) から方向角194度41分 16秒の方向1,220.98mの地点
ア 位 置 域	
イ 区 域	

イ 区 域	次17の地点と51の地点とを結んだ線、51の地点と50の地点とを結んだ線、50の地点とNの地点とを結んだ線、Nの地点からSの地点までを順次に結んだ線、Sの地点とMの地点とを結んだ線、Mの地点とCの地点とを結んだ線、Cの地点と16の地点とを結んだ線及びV17の地点と16の地点とを結んだ線によって囲まれた区域（日本測地系による測量の成果を使用） 図根点S 57 - 49 (X = 149,736.678、Y = -93,332.159、北緯45度20分29秒5085、東経141度03分32秒1317) から方向角194度41分16秒の方向1,220.98mの地点
ウ 面 積	459,57m <sup>2</sup>
(5) 埋立地の用途	船揚場用地
北海道告示第1625号	
都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、次のとおり都市計画法業を認可した。	
平成14年10月8日	
1 施行者の名称	当別町
2 都市計画事業の種類及び名称	当別都市計画公園事業 3・3・5号 遊遊公園
3 事業の施行期間	平成14年10月8日から平成19年3月31日まで
4 事業 地	
(1) 収用の部分	石狩郡当別町字当別太地内

(4) 埋立てに関する工事の施行区域  
ア 位 置 禮文郡礼文町大字香深村字エコキナイ591番地先



(2) 使用の部分 なし

**北海道告示第1626号**  
 都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。  
 平成14年10月8日

北海道知事 堀 達也

- 1 施行者の名称 古平町
- 2 都市計画事業の種類及び名称 古平都市計画下水道事業古平公共下水道
- 3 事業の施行期間 平成11年6月24日から平成22年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分 変更なし
  - (2) 使用の部分 平成11年北海道告示第1434号の事業地に大字御崎町を加え、大字港町、大字浜町及び大字沢江町の一部において事業地を変更する。

**北海道告示第1627号**

昭和53年北海道告示第3728号（北海道収入証紙の元売りさばき人及び売りさばき人の指定）の一部を次のように改正する。  
 平成14年10月8日

- 2 売りさばき人の項石狩市農業協同組合の事項中「同 花畔支所」を「同 花畔支店」に改め、「同 生振支所」を削る。

**公 報**


北海道公印規程（昭和45年北海道訓令第19号）第8条第2項の規定により、平成14年10月8日、公印の改刻について次のとおり公印台帳に登録した。

平成14年10月8日

北海道知事 堀 達也

1 改刻後の公印

公印の名称	備置き機関名	用途	印影	寸法	使用開始年月日

北海道札幌 北海道税務所 長印	北海道札幌 北海道税務所	納税証明 (車検)用		直径 25ミリ メートル	平成 14.10.8
-----------------------	-----------------	---------------	---	--------------------	---------------

2 改刻前の公印

公印の名称	備置き機関名	用途	寸法
北海道札幌北海道税務所長印	北海道札幌北海道税務所	納税証明 (車検)用	直径25ミリ メートル

**改 刻 印**

**北海道十勝支庁告示第21号**

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。  
 平成14年10月8日

北海道十勝支庁長 尾 山 篤 治

- 1 落札者に係る物品等の名称及び数量  
 リールマシン及び地上配管セット 一式
- 2 落札を決定した日  
 平成14年8月12日
- 3 落札者の氏名及び住所  
 (1) 氏 名 緑産株式会社  
 (2) 住 所 神奈川県相模原市田名3334番地
- 4 落札金額  
 176,085,000円
- 5 契約の相手方を決定した手続  
 一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告  
 平成14年北海道十勝支庁告示第9号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地  
 (1) 名 称 北海道十勝支庁総務部会計課

北海道教育庁十勝教育局告示第7号

(2) 所在地 北海道帯広市東3条南3丁目  
 北海道釧路支庁告示第5号  
 都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定による次の開発行為に関する工事は、完了した。  
 平成14年10月8日 北海道釧路支庁長 北 勝 利

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称 釧路郡釧路町桂木6丁目6番
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名 釧路市喜多町1番39号  
 釧路トヨペット株式会社  
 代表取締役 工藤 靖雄
- 3 開発許可年月日及び番号 平成14年2月6日 釧建指第13-10号

北海道教育庁十勝教育局告示第7号

次のとおり一般競争入札(以下「入札」という。)を実施する。  
 平成14年10月8日 北海道教育庁十勝教育局長 井 川 弘

- 1 入札に関する事項  
 (1) 調達をする役務の名称及び数量

- |               |    |     |
|---------------|----|-----|
| ア パーソナルコンピュータ | 一式 | 57台 |
| イ O.A.ボード     | 一式 | 2台  |
| ウ ビデオプロジェクター  | 一式 | 17台 |
| エ スクリーン       | 一式 | 53台 |
- (2) 調達を要する物品等の仕様等は、入札説明書及び要求仕様書による。  
 (3) 納 入 期 限 平成14年11月15日(金)  
 (4) 納 入 場 所 北海道帯広柏葉高等学校  
 北海道帯広三条高等学校

- 2 入札に参加する者に必要な資格  
 次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成13年北海道告示第19号又は平成14年北海道告示第9号に規定する物品の購入の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 当該調達物品に関し、要求仕様書に記載の要件等を満たしていることを事前に明らかにした者であること。

- 3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者はアからウまで定めるところにより、2の(3)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申 請 の 時 期 平成14年10月8日から16日まで

イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 080-8588 北海道帯広市東3条南3丁目  
 北海道教育庁十勝教育局企画総務課学校管理係

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

- 4 契約条項を示す場所

北海道帯広市東3条南3丁目  
 北海道教育庁十勝教育局企画総務課学校管理係  
 電話番号 0155-24-3111 内線 3117

- 5 入札執行の場所及び日時

- |             |                |             |
|-------------|----------------|-------------|
| (1) 入 札 場 所 | 北海道帯広市東3条南3丁目  | 北海道十勝支庁3階講堂 |
| (2) 入 札 日 時 | 平成14年10月18日(金) | 午前10時       |
| (3) 開 札 場 所 | (1)に同じ。        |             |
| (4) 開 札 日 時 | (2)に同じ。        |             |

- 6 入 札 保 証 金

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額(消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。))相当額を含む。)の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。

(2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、政令第167条の7及び北海道財務規則(昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。)第147条から第150条までの定めるところによる。

- 7 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交 付 場 所 北海道帯広市東3条南3丁目  
 北海道教育庁十勝教育局企画総務課学校管理係

(2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

- 8 郵便による入札

可(ただし、郵便により入札をした者は再度入札に参加することができない。)

なお、郵送による場合は、郵便番号 080 - 8588 北海道教育庁十勝教育局企画総務課学校管理係あてに平成14年10月17日までに必着のこと。

9 落札者の決定方法  
財務規則第151条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

10 契約書作成の要否

11 その他

(1) 開札の時に、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 入札金額に係る消費税等の取扱い

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。

(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 北海道教育庁十勝教育局企画総務課学校管理係  
イ 所 在 地 郵便番号 080 - 8588 北海道帯広市東3条南3丁目  
電話番号 0155 - 24 - 3111 内線 3117

(4) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。

(5) 詳細は、入札説明書による。

(6) この入札の執行は、公開する。

北海道公安委員会告示第93号

北海道公安委員会告示第93号

遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合している旨の検定（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の検定をいう。）を行ったので、同規則第9条第1項の規定により公示する。

平成14年10月8日

北海道公安委員会委員長 佐野文男

1	検定申請者の氏名 又は名称及び住所	愛知県名古屋市区見寄町125番地 タイヨーエリック株式会社
	代表者の氏名	代表取締役 佐藤英理子
2	製造又は検査を行う事業所の所在地	愛知県名古屋市区見寄町125番地
	型式の区分	遊技機の種類 遊技機の区分 遊技機
3	型式の区分	遊技機の種類 遊技機の区分 遊技機
	型式の区分	遊技機の種類 遊技機の区分 遊技機

検 定 年 月 日	平成14年10月8日
検 定 番 号	第20056100号
検定の有効期間	公示の日(平成14年10月8日)から3年間
検定申請者の氏名 又は名称及び住所	大阪府大阪市中央区南船場二丁目9番14号 高砂電器産業株式会社
代表者の氏名	代表取締役 石井 治夫
製造又は検査を行 う事業所の所在地	三重県度会郡玉城町蚊野字松原2066番32
型式	遊技機の種類 回胴式遊技機
遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号
製造業者名	パイキングセブン
型式試験番号	24041200
検 定 年 月 日	平成14年10月8日
検 定 番 号	第24041200号
検定の有効期間	公示の日(平成14年10月8日)から3年間
検定申請者の氏名 又は名称及び住所	大阪府大阪市中央区南船場二丁目9番14号 高砂電器産業株式会社
代表者の氏名	代表取締役 石井 治夫
製造又は検査を行 う事業所の所在地	三重県度会郡玉城町蚊野字松原2066番32
型式	遊技機の種類 回胴式遊技機
遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号
製造業者名	フェニックス-30
型式試験番号	24046200
検 定 年 月 日	平成14年10月8日
検 定 番 号	第24046200号
検定の有効期間	公示の日(平成14年10月8日)から3年間
検定申請者の氏名 又は名称及び住所	愛知県名古屋市中区鶴舞二丁目2番18号 奥村遊機株式会社
代表者の氏名	代表取締役 上野 栄作
製造又は検査を行 う事業所の所在地	愛知県名古屋市中区鶴舞二丁目2番18号 静岡県駿東郡小山町用沢字萩窪1441番地
型式	遊技機の種類 遊技機の区分
遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ

型式	CRホットギミックJ B
製造業者名	奥村遊機株式会社
型式試験番号	20056300
検 定 年 月 日	平成14年10月8日
検 定 番 号	第20056300号
検定の有効期間	公示の日(平成14年10月8日)から3年間
検定申請者の氏名 又は名称及び住所	愛知県名古屋市中区鶴舞二丁目2番18号 奥村遊機株式会社
代表者の氏名	代表取締役 上野 栄作
製造又は検査を行 う事業所の所在地	愛知県名古屋市中区鶴舞二丁目2番18号 静岡県駿東郡小山町用沢字萩窪1441番地
型式	遊技機の種類 ぱちんこ遊技機
遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ
製造業者名	CRお江戸でござるL A
型式試験番号	20056400
検 定 年 月 日	平成14年10月8日
検 定 番 号	第20056400号
検定の有効期間	公示の日(平成14年10月8日)から3年間
検定申請者の氏名 又は名称及び住所	大阪府大阪市中央区内本町一丁目1番4号 株式会社藤商事
代表者の氏名	代表取締役 松元 邦夫

9	製造又は検査を行う事業者の所在地	愛知県一宮市丹陽町三ツ井字下平6番地
	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機
型式の概要	遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ
	型式名	C RにやんにやんドリムA
製造業者名	株式会社藤商事	
型式試験番号	20056600	
検定年月日	平成14年10月8日	
検定番号	第20056600号	
検定の有効期間	公示の日(平成14年10月8日)から3年間	
10	製造又は検査を行う事業者の所在地	岡山県新見市高尾362番地の1
	遊技機の種類	回胴式遊技機
型式の概要	遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号
	型式名	ザクザクセンリョウバコX
製造業者名	山佐株式会社	
型式試験番号	24049900	
検定年月日	平成14年10月8日	
検定番号	第24049900号	
検定の有効期間	公示の日(平成14年10月8日)から3年間	
11	製造又は検査を行う事業者の所在地	岡山県浅口市郡里庄町里見2800番地
	遊技機の種類	回胴式遊技機
型式の概要	遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号
	型式名	クレイジーシャーマンR
製造業者名	山佐株式会社	
型式試験番号	24053200	
検定年月日	平成14年10月8日	
検定番号	第24053200号	
検定の有効期間	公示の日(平成14年10月8日)から3年間	

検定申請者の氏名又は名称及び住所	東京都千代田区東神田二丁目5番12号株式会社アリストクラートテクノロジーズ
代表者の氏名	代表取締役 加茂 隆 曹
製造又は検査を行う事業者の所在地	埼玉県川越市南台一丁目10番地8 埼玉県狭山市大字中新田字芝101番地1 埼玉県上尾市大字小敷谷字天久保600
遊技機の種類	回胴式遊技機
遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号
型式名	パケチャーン
製造業者名	株式会社アリストクラートテクノロジーズ
型式試験番号	24052000
検定年月日	平成14年10月8日
検定番号	第24052000号
検定の有効期間	公示の日(平成14年10月8日)から3年間

試験実施手続規則

北海道警察本部告示第174号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号、以下「政令」という。)第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

平成14年10月8日

北海道警察本部長 上原 美都男

1 資格及び調達をする特定役務の種類

平成14年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第2条第3号に規定する特定役務の種類は、(3)に定めるものとする。

- (1) 契約 平成14年10月8日に一般競争入札の公告を行う札幌運転免許試験場コーヌス及びコーヌス周辺除雪業務委託契約
- (2) 資格 札幌運転免許試験場コーヌス及びコーヌス周辺除雪業務委託契約に関する資格(以下「資格」という。)
- (3) 特定役務の種類 札幌運転免許試験場コーヌス及びコーヌス周辺除雪業務委託

2 資格要件

- (1) 次のいずれにも該当すること。
  - (1) 政令第167条の4第1項に規定する者(未成年者、被保佐人又は被補助人であって、



- 契約締結のために必要な同意を得ている者は含まれない。)でないこと。
- (2) 政令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
  - (3) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
  - (4) 道税を滞納している者でないこと。
  - (5) 資格審査の申請をする日の直前2営業年度分(当該2営業年度が24月に満たない場合は、24月分)の決算において、1の(1)に定める契約と同等以上の契約を締結し、かつ、誠実に履行した者であること。
  - (6) 平成14年11月25日から平成15年3月31日までの間に、札幌運転免許試験場に除雪機械を常備し、かつ、当該除雪機械の稼働に必要な従業員及び普通作業員を必要時間帯に当該作業に従事させることができること。
- なお、常駐の必要人員及び形態等については、入札説明書で説明する。  
除雪機械の種類、台数及び常備期間については、次表のとおりとする。

除 雪 機 械	台 数	常 備 期 間
除雪ゼレター (ブレード幅3.7m以上)	1台	平成14年12月1日～平成15年3月25日 (平成14年12月28日～平成15年1月4日を除く。)
トラクターシヨベル(ホヤール型、バケット容量1.5m <sup>3</sup> ～1.7m <sup>3</sup> 、ブアラ付き)	1台	平成14年11月25日～平成15年3月31日 (平成14年12月28日～平成15年1月4日を除く。)
トラクターシヨベル(ホヤール型、バケット容量1.8m <sup>3</sup> 以上、ブアラ付き)	1台	平成14年12月1日～平成15年3月31日 (平成14年12月28日～平成15年1月4日を除く。)
ロータリ除雪車(147kw以上)	1台	平成14年12月1日～平成15年3月25日 (平成14年12月28日～平成15年1月4日を除く。)
ダンゾトラック(10t以上)	1台	平成15年1月5日～平成15年3月25日 (平成14年12月1日～平成15年3月31日 (平成14年12月28日～平成15年1月4日を除く。))
道路作業車(ブアラ付き)	1台	平成14年11月25日～平成15年3月31日 (平成14年12月28日～平成15年1月4日を除く。)

- 3 資格要件の特例  
中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)第3条に規定する中小企業等協同組合(以下「中小企業等協同組合」という。)及び中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)第3条第1項第7号に掲げる協業組合(以下「協業組合」という。)については、当該中小企業等協同組合又は協業組合が次のいずれかに該当するときは、2の(5)に掲げる資格要件は、適用しない。
  - (1) 経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するとき。
  - (2) 中小企業等協同組合法第3条第4号に掲げる企業組合(以下「企業組合」という。)及び協業組合にあっては、設立の際に資格を有する者であるものが構成員の過半数を占めているとき。
- 4 資格審査の申請の時期及び方法
  - (1) 申請の時期  
資格審査の申請は、平成14年10月8日から11月5日までの間にしなければならない。
  - (2) 申請の方法  
資格審査の申請は、次に掲げる申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。
    - ア 提出先の名称 北海道警察本部総務部施設課
    - イ 提出先の所在地 北海道札幌市中央区北2条西7丁目
- 5 資格審査の再申請
  - (1) 再申請の事由  
次のいずれかに該当する者で引き続き資格を得ようとするものは、資格審査の再申請を行うことができる。
    - ア 資格を有する者の当該資格に係る営業を相続、合併又は譲渡により承継した者
    - イ 中小企業等協同組合(企業組合を除く。)である資格を有する者でその構成員(資格を有する者であるものに限る。)を変更したもの
    - ウ 企業組合又は協業組合である資格を有する者でその構成員を変更したもの
  - (2) 再申請の方法  
再申請しようとする者は、4の(2)の申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。
- 6 資格の有効期間及び当該期間の更新手続
  - (1) 資格の有効期間  
資格の有効期間は、資格を有すると認めた旨の通知があった日から1の(1)に定める契約に係る一般競争入札の落札決定の日までとする。
  - (2) 有効期間の更新  
資格は1の(1)に定める契約に係るものであるため、有効期間の更新は、行わない。

7 資格の喪失  
資格を有する者が2に規定する資格要件に該当しないこととなったときは、資格を失う。

北海道警察本部告示第175号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成14年10月8日

北海道警察本部長 上原美都男

1 入札に付する事項

(1) 調達をする特定役務の名称及び数量

ア 札幌運転免許試験場コース及びびコーヌ周辺除雪業務委託契約のうち常駐委託 一式

イ 札幌運転免許試験場コース及びびコーヌ周辺除雪業務委託契約のうち作業委託

(ア) 調達をする特定役務

除雪グレーダによる作業 1時間当たりの単価

トラクタージュヨベル（バケット容量1.5m<sup>3</sup>～1.7m<sup>3</sup>）による作業 1時間当たりの単価

トラクタージュヨベル（バケット容量1.8m<sup>3</sup>以上）による作業 1時間当たりの単価

ロータリ除雪車による作業 1時間当たりの単価

タンプトラックによる作業 1時間当たりの単価

道路作業車による作業 1時間当たりの単価

普通作業員による作業 1時間当たりの単価

(イ) 数量（予定数量）

除雪グレーダによる作業 353時間

トラクタージュヨベル（バケット容量1.5m<sup>3</sup>～1.7m<sup>3</sup>）による作業 514時間

トラクタージュヨベル（バケット容量1.8m<sup>3</sup>以上）による作業 1,027時間

ロータリ除雪車による作業 371時間

タンプトラックによる作業 578時間

道路作業車による作業 291時間

普通作業員による作業 1,944時間

(2) 調達をする特定役務の仕様等 入札説明書による。

(3) 契約期間 平成14年11月25日から平成15年3月31日まで

(4) 履行の場所 北海道札幌市手稲区曙5条4丁目 札幌運転免許試験場

2 入札に参加する者に必要な資格

平成14年北海道警察本部告示第174号に規定する札幌運転免許試験場コース及びびコーヌ

周辺除雪業務委託契約に関する資格を有すること。

3 契約条項を示す場所

北海道札幌市中央区北2条西7丁目

北海道警察本部総務部施設課

電話番号 011 - 251 - 0110 内線 2282

4 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 北海道札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部1階入札会場（郵送による場合は、郵便番号 060 - 8520 北海道札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部総務部施設課）

(2) 入札日時 平成14年11月20日 午前10時（郵送による場合は、配達証明郵便で提出することとし、入札日時までに必着とする。）

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

5 入札保証金

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。ただし、単価契約に係るもの（1の1のイ）については免除する。

(2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。

6 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 北海道札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部総務部施設課

電話番号 011 - 251 - 0110 内線 2282

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

(3) 交付期間 平成14年10月8日から11月5日まで

7 落札者の決定方法

すべての入札金額（1の1のイに係るものについては、単価）が財務規則第151条第1項の規定により定めたそれぞれの予定価格（1の1のイに係るものについては、単価）の制限の範囲内である入札（有効な入札に限る。）をした者のうち、入札書記載の1の1のイに係る額及び1の1のイに係る額（各入札金額（単価）にそれぞれの予定数量を乗じて得た額の合計額）の合計額が最低である者を落札者とする。

8 契約書作成の要否

要

第1406号

報 告 公 報 北 海 道

9 その他

(1) 開札の時に於いて、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 入札金額等に係る消費税等の取扱いは、入札書に記載する金額は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、1の1)のイに係るものは見種もった契約金額の105分の100に相当する金額、1の1)のイに係るものは消費税等抜き価格相当額(単価)とすること。

イ 1の1)のイに係る落札価格は、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)とする。

ウ 1の1)のイに係る消費税等相当額は、当該代金の請求のときに加算すること(消費税等相当額を加算した合計金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる)。

エ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。

(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 北海道警察本部総務部施設課  
イ 所 在 地 北海道警察本部総務部施設課  
〒 郵便番号 060 - 8520 北海道札幌市中央区北2条西7丁目  
電話番号 011 - 251 - 0110 内線 2282

(4) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨  
(5) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。

(6) この入札の執行は、公開する。

(7) 詳細は、入札説明書による。

10 Summary

A. The nature and extent of services to be procured :

a Workers and equipment ready 24 hours a day according to be contract "Snow Removal on the Sapporo Driver's License Examination Center course and Its Vicinity"

b Workload according to the contract "Snow Removal on the Sapporo Driver's License Examination Center course and Its Vicinity"

(a) Type of work to be contracted :

Motorized grading : cost per hour

Tractor shovel operation (bucket cap. 1.5m<sup>3</sup>~1.7m<sup>3</sup>) : cost per hour

Tractor shovel operation (bucket cap. 1.8m<sup>3</sup> or greater ) : cost per hour

Rotary snow plowing : cost per hour

Dump truck : operation : cost per hour

Operation of truck for road work : cost per hour

Miscellaneous work by unskilled laborers : cost per hour

(b) Estimated amount of work expected to be contracted

Motorized grading : 353 hours

Tractor shovel operation (bucket cap. 1.5m<sup>3</sup>~1.7m<sup>3</sup>) : 514 hours

Tractor shovel operation (bucket cap. 1.8m<sup>3</sup> or greater ) : 1,027 hours

Rotary snow plowing : 371 hours

Dump truck operation : 578 hours

Operation of truck for road work : 291 hours

Miscellaneous work by unskilled laborers : 1,944 hours

B. Bid submission time and date : 10:00 A. M., November 20, 2002

C. For further information, please contact : Property Management Section Facilities Division, General Affairs Department, Hokkaido Prefectural Police Headquarters  
Nishi 7-chome, Kita 2-jo, Chuo-ku, Sapporo, Hokkaido, 060-8520 Japan  
Phone : 011-251-0110 Ext. 2282

北海道警察本部告示第176号

次のとおり一般競争入札(以下「入札」という。)を実施する。

平成14年10月8日

北海道警察本部長 上 原 美都男

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品の名称及び数量

万年筆 277本

ボールペン 394本

(2) 調達をする物品の仕様等 入札説明書による。

(3) 納 入 期 日 平成14年11月20日

(4) 納 入 場 所 契約担当者等の指定する場所

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 平成13年北海道告示第19号又は平成14年北海道告示第9号に規定する物品の購入の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

3 契約条項を示す場所

<p>北海道札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部総務部会計課 電話番号 011 - 251 - 0110 内線 2236</p>	<p>4 入札執行の場所及び日時</p>
<p>(1) 入 札 場 所 北海道札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部 1階入札会場</p>	<p>(2) 入 札 日 時 平成14年10月18日 午前10時30分</p>
<p>(3) 開 札 場 所 (1)に同じ。</p>	<p>(4) 開 札 日 時 (2)に同じ。</p>
<p>5 入 札 保 証 金</p>	<p>(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税保証金を納付すること。 （以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。</p>
<p>(2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。</p>	<p>6 郵便等による入札 郵便及び電報による入札は認めない。</p>
<p>7 入札説明書の交付に関する事項</p>	<p>(1) 交 付 場 所 北海道札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部総務部会計課 電話番号 011 - 251 - 0110 内線 2236</p>
<p>(2) 交 付 方 法 (1)の場所で行う。</p>	<p>8 落札者の決定方法 財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。</p>
<p>9 契約書作成の要否</p>	<p>10 そ の 他</p>
<p>(1) 開札の時において、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。</p> <p>(2) 入札金額等に係る消費税等の取扱い</p>	<p>ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課</p>

<p>税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。</p> <p>イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。</p>	<p>(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 ア 名 称 北海道警察本部総務部会計課 イ 所 在 地 郵便番号 060 - 8520 北海道札幌市中央区北2条西7丁目 電話番号 011 - 251 - 0110 内線 2236</p>
<p>(4) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。</p>	<p>(5) この入札の執行は、公開する。</p>
<p>(6) 詳細は、入札説明書による。</p>	<p>_____</p>

毎週火・金曜日発行

(購読料金(送料とも)は月額三千四百四十円)

発 行 所

集 行 所

北海道総務部法制課  
北海道印刷株式会社